

東広島市建設工事に係る共同企業体
運用基準

東広島市建設工事に係る共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する大規模建設工事における特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）活用上の適正化の必要性から、企業体の円滑かつ効率的な運営をもって工事の適確な共同施工を確保するために必要な事項を定める。

(活用上の基本方針)

第2条 工事は、単体発注を基本的前提とし、大規模かつ技術的難度の高い工事で技術力の結果等により、より一層効果的施工の確保が可能と認められる範囲内にとどめるものとする。

- 2 公正自由な競争秩序の理念に基づく建設業者の信用・技術・能力等を総合的に勘案し、等級別発注制度の合理的運用を確保するよう努めるものとする。
- 3 公共工事の円滑な共同施工を確保する上から、企業体の対象工事・構成員についての適正な基準を明確に定め運用するものとする。
- 4 共同施工体制を経済的に維持し得る工事規模を確保し、合理的な基準の下で企業体運営の適正かつ円滑な施工を図るものとする。

(企業体)

第3条 企業体による施工の必要性が認められる場合には、工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体方式によるものとする。

(対象工事)

第4条 企業体の発注に付すべき工事は、次の各号に定める工事であり、かつ企業体による施工が必要であると東広島市建設業者等選定審査会で認めた工事とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 土木一式工事 請負対象設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が5億円以上
- (2) 建築一式工事 請負対象設計金額が5億円以上
- (3) 電気、管等設備工事 請負対象設計金額が2億5千万円以上

(構成員)

第5条 企業体の構成員は次の各号に定める要件を満たす者とし、2者又は3者で構成するものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
- (2) 当該工事に関し、登録部門について元請として一定の実績を有すること。
- (3) 全構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

2 構成員の組合せは最上位等級の者同士とする。

3 結成方法は自主結成を基本とする。

(代表者)

第6条 企業体の全構成員は、構成員のうちから代表者を自主的に定めるものとする。

2 代表者は、中心的役割を担い全構成員中最大の施工能力を持つ者とする。

(構成員の出資比率)

第7条 企業体の各構成員の出資比率は、次の各号に定める率以上とする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

2 代表者の出資比率は構成員中最大とする。

附則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成9年5月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。